

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 13 日

各府省庁 人事担当課 御中

障害者雇用に係る各府省の出先機関別の相談窓口担当者の設置について

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課

今般、別添のとおり、障害者雇用に係る各府省の出先機関別の相談窓口担当者を定めて相談支援を行うこととしましたので、出先機関への周知をお願いいたします。地方ブロックや都道府県を管轄区域とする出先機関については都道府県労働局に、都道府県未満の区域を管轄区域とする出先機関については公共職業安定所に、それぞれ相談窓口担当者を設置します。

なお、出先機関の相談窓口担当者は、本年 10 月以降各府省の出先機関から障害者雇用の取組を進める上での具体的相談を受け付け、その取組を支援することとしており、各府省内における出先機関を含む障害者採用計画の作成方法等についての問い合わせは、各本府省の人事課等を通じて厚生労働省本省で対応します。

事務連絡
平成30年9月13日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課長

障害者雇用に係る各府省の出先機関別の相談窓口担当者の設置について

今般、国の行政機関において、平成29年6月1日現在の障害者雇用義務の対象となる障害者の範囲に誤りがみられ、多くの機関で法定雇用率を達成していない状況が明らかとなった。

この事態に対して適切に対処するため、平成30年8月28日に開催された「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」において、官房副長官補より、厚生労働省において、各府省に対して最大限の協力をすることについて指示があったところである。

これを受けて、厚生労働本省においては、各府省別の相談窓口担当者を定めて各本府省に対する相談支援を行うこととしたところであるが、各都道府県労働局及び公共職業安定所においても、各府省の出先機関別の相談窓口担当者を定めて相談支援を行うこととするので、その取扱いに遺漏なきようお願いする。

記

1 相談窓口担当者の設置について

相談窓口担当者は、以下のとおり各都道府県労働局及び公共職業安定所の職員の中から適当な担当者を選任する。

ア 地方ブロックや都道府県を管轄区域とする各府省の出先機関の場合は、原則として、労働局職業安定部職業対策課の障害者雇用担当官を相談窓口担当者とする。

その際、複数の障害者雇用担当官が配置されている労働局においては、複数の担当者を選任し、出先機関ごとに担当することとして差し支えない。

イ 都道府県未満の区域を管轄区域とする各府省の出先機関の場合は、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所の障害者雇用担当部門の部長、統括職業指導官、雇用指導官のいずれかを相談窓口担当者とする。

その際、複数の担当者を選任し、出先機関ごとに担当することとして差し支えない。

2 各府省の出先機関に対する相談窓口担当者及び労働局における支援メニューの周知

ア 選任した担当者については、9月末までに別途通知する各府省の出先機関に周知すること。

イ 労働局で提供可能な支援メニューについて別紙を参照して整理し、労働局において10月上旬までに各府省の出先機関の人事担当者等を参集した説明会を開催する等によって周知を図ること。

なお、厚生労働本省においては、9月6日(木)に各府省を集めて「障害者雇用の推進に係る説明会」を開催したところであるが、その際の会議資料(下記フォルダに格納)が有用なので参考とされたい。

《格納先》

プロジェクト領域 02_本省-職業安定局共有 1 本省職業安定局+全職業安定部 【障対課】障害者雇用の推進に係る説明会

3 相談窓口担当者の役割について

相談窓口担当者は、10月より各府省の出先機関から障害者雇用の取組を進める上での具体的相談を受け付け、取組を支援する。

なお、出先機関における障害者採用計画の作成方法等についての問い合わせは、各本府省の人事課等を通じて厚生労働省本省で対応する。

専門的な問い合わせについては、内容に応じて、障害者雇用対策課、地域障害者職業センター、高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部等に照会して対応する。

また、労働局及び公共職業安定所で、別紙に記載した「障害者雇用職場見学ツアー」、「障害者雇用セミナー」、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を開催する場合(必ずしも府省のためだけに開催するものである必要はない。)にあつては、その情報を各府省の出先機関に対して積極的に周知する。

以上

(照会先)

厚生労働省職業安定局雇用開発部

障害者雇用対策課地域就労支援室

室長補佐 増田(内5786)

係長 浦上、係員 緑川(内5854)

E-mail: urakami-haruka@mhlw.go.jp

midorikawa-sayaka@mhlw.go.jp

障害者雇用に関する支援メニュー

- ・ 高齢・障害・求職者雇用支援機構等が作成した各種マニュアル・ガイドブック等の提示
- ・ 障害者雇用セミナー
事業主を対象に障害者雇用への理解の促進等を目的としたセミナー
- ・ 障害者雇用職場見学ツアー
事業主を対象に障害者を雇用している民間事業所や公務の職場の見学ツアー
- ・ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
- ・ ハローワークからの職業紹介
- ・ 求人選考会・合同面接会等
- ・ ハローワークと関係機関によるチーム支援
- ・ 障害者就労支援施設等への見学会
事業主を対象に障害者就労支援施設、障害者職業能力開発校、特別支援学校等の見学会
- ・ ハローワークから障害者就労支援施設等への求人情報の提供
- ・ 採用可能性を見極めるための職場実習のあっせん